## 東北管内で新たに6箇所のインターチェンジが整備されます

東北地方整備局では、高速自動車国道との連結許可申請のあった追加 インターチェンジ6箇所について、本日付けで「連結許可」を行いまし たのでお知らせします。

連結許可を行った6箇所は下表に示すとおりで、いずれも直轄で整備中の高速自動車国道の区間であり、今後各インターチェンジの供用を目指して東北地方整備局と申請者で調整を図りながら事業を進めていくこととなります。

### ■東北管内の追加インターチェンジ箇所一覧

路線名	IC名称(仮称)	連結位置	申請者
日本海沿岸東北自動車道	プリス I C	秋田県鹿角郡小坂町	小坂町長
東北中央自動車道	<sup>ぉぉぇぇぇぅ</sup> 大笹生 I C	福島県福島市	福島県知事
	************************************	山形県米沢市	山形県知事
	でがしね きた 東根北 I C	山形県東根市	山形県知事
	<sup>むらやまきた</sup> 村山北I C	山形県村山市	山形県知事
	むらやま ぉぉぃしだ 村山大石田 I C	山形県村山市	山形県知事

【添付資料】(別添1) 追加インターチェンジ位置図 (別添2) (参考)用語の説明

※ 国土交通省においても全国版を同時発表しております。

<発表記者会:宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、秋田県政記者会、 山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部、福島県政記者クラブ>

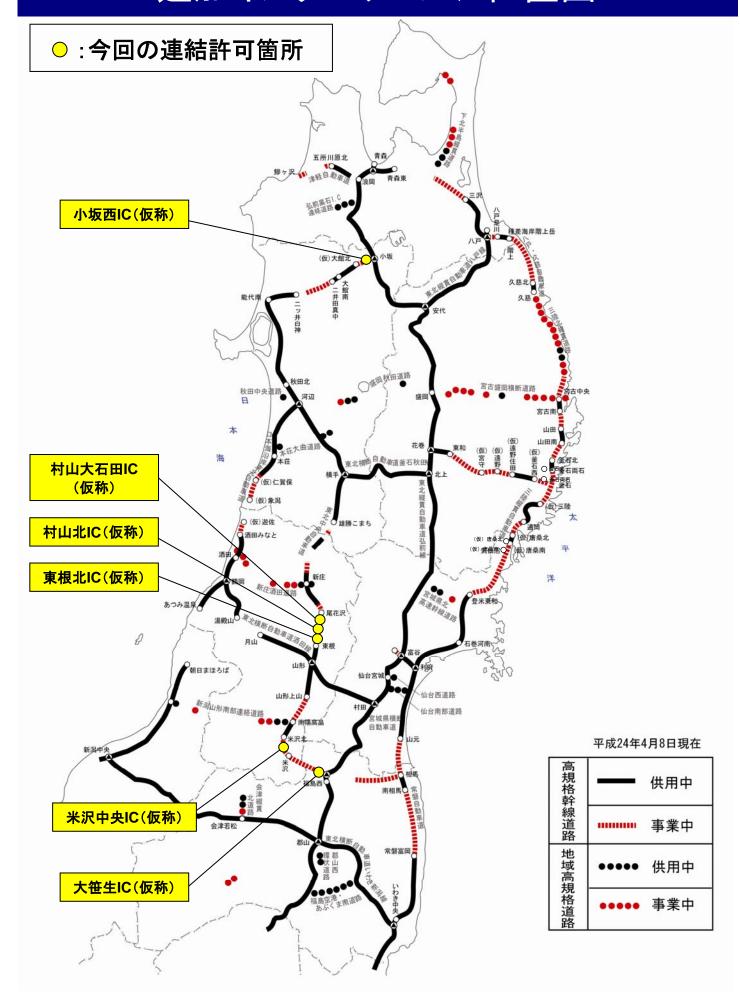
#### く 問い合わせ先 >

国土交通省東北地方整備局 電話022-225-2171(代表)

企画部 広域計画課長 浜 岡 正 (内線 3211)

道路部 道路計画第一課長 隅 蔵 雄一郎 (内線 4211)

# 追加インターチェンジ位置図 (別添1)



## ■ (参考) 用語の説明

## 〇高速自動車国道との「連結許可」

高速自動車国道との連結許可とは、高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2に規定する手続きで、高速自動車国道とその他の施設を連結し出入りを可能とするために、連結を希望する者が国土交通大臣に対して申請を行い、国土交通大臣が許可する手続きです。

今回の許可は、インターチェンジを追加するため、連結する道路の道路 管理者より連結許可申請されたものです。

なお、直轄で整備する区間については、高速自動車国道法第25条の2、 及び同法施行規則第9条による権限の委任により、東北地方整備局長が連 結を許可しています。